

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：新型コロナウイルス対策の更新）

- サントメ・プリンシペにおいて、新型コロナウイルス対策が更新されました。

サントメ・プリンシペの新型コロナウイルス対策は、以下のとおり更新されました。

1 旅行者のPCR検査を実施する医療施設の変更について

- (1) 国際線搭乗者を対象としたPCR検査は、10月26日から、「Laboratório ADX CENTRAL SERVICES LIMITED」で実施される。
- (2) 島嶼間移動や国外の旅行者を対象とした迅速抗原検査（欧州医薬品庁が認めたもの）は、認可された検査機関である「ADX CENTRAL SERVICES LIMITED」及び「Clinica ARS Medica (ANA RITA)」において実施される。
- (3) 島嶼間移動の旅行者を対象とした迅速検査は、「Delegacia de Saúde」及び「Hospital Manuel Quaresma Dias da Graça」においても実施される。

2 サントメ・プリンシペへの入国条件について

- (1) 出発日72時間以内に実施されたPCR検査の陰性証明書の提示を義務づける。
- (2) サントメ・プリンシペへの旅行では、12歳以上の旅行者はPCR検査の陰性証明書が必要である。

3 サントメ島ープリンシペ島間の移動条件について

- (1) 島嶼間移動の迅速検査には、50ドブラの料金が必要である。
- (2) サントメ島ープリンシペ島間の往来では、出発日48時間以内に迅速抗原検査を実施することが義務づけられている。
- (3) 国内のワクチン接種証明書、EUデジタルCOVID証明書、その他国内の保健機関が認めたワクチン接種証明書を所持する全ての旅行者は、前項(2)が免除される。
- (4) 12歳までの子供は、迅速検査が免除される。

4 サントメ・プリンシペからの出国条件について

- (1) EUデジタルCOVID証明書を所持してポルトガルに渡航する乗客は、出発日48時間以内に実施された迅速抗原検査（欧州医薬品庁が認めたもの）の陰性証明書又は出発日72時間以内に実施されたPCR検査の陰性証明書の提示義務が免除される。
- (2) アンゴラ、ガーナ、ガボンなどの国への渡航については、各渡航先の入国規則に準じる。
- (3) 目的地の国で要求される検査の種類を確認することは、乗客と航空会社の責任である。

(4) サントメ国際空港での強制対応を避けるため、目的地の国で規制内容が変更された場合は、乗客や機関に適切に伝えられるように、オペレーターは INAC へ通知する責任を負う。

(5) PCR 検査の対象となる年齢の下限は目的地の国によって定められており、目的地の国の条件を確認することは乗客と航空会社の責任である。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp